

# 五所川原市新型コロナウイルス感染症対策

## 実施協力金

五所川原市では、新型コロナウイルス感染症に対する適切な飛沫感染対策を行い、営業を継続しようとする店舗又は事業所を支援するため協力金を交付します。

### 対象者

- ・市の定める飛沫感染対策設備の設置基準を満たす者。
- ・市内で店舗又は事業所を営む者（青森県外に本店等を有する事業者を除く）。
- ・今後も事業を継続する意思がある者。
- ・事業に関して必要な許認可等を取得している者。
- ・市町村税を滞納していない者。

※五所川原市新型コロナウイルス感染症対策設備導入支援補助金の「交付確定通知書（様式第9号）」がある場合、上記の要件を満たすものとする。

### 申請期間

令和3年6月28日から9月30日まで

### 申請方法

※設備導入支援補助金と併せて申請する場合は協力金交付申請書兼請求書（下記①）の提出は必要ありません。補助金交付確定後、自動で振込まれます。  
上記以外の場合、①～⑥の書類を商工労政課へ提出してください。

- ①協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②滞納がないことを証明する書類
- ③営業許可証等の写し
- ④振込口座のわかるもの（通帳の写し等）
- ⑤設置計画書（様式第2号）
- ⑥誓約書及び同意書

※五所川原市新型コロナウイルス感染症対策設備導入支援補助金の「交付確定通知書（様式第9号）」がある場合、②と③は不要です。

※申請方法の流れについて詳しくは裏面をご覧ください。

### 交付金額

10万円（1店舗又は1事業所）

### 申請時における注意事項

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**市役所での相談及び申請は予約制**としておりますので、事前に下記の「問合せ・申請先」までご連絡ください。

※予約のない相談及び申請については対応致しかねますのでご了承ください。

#### 【問合せ・申請先】

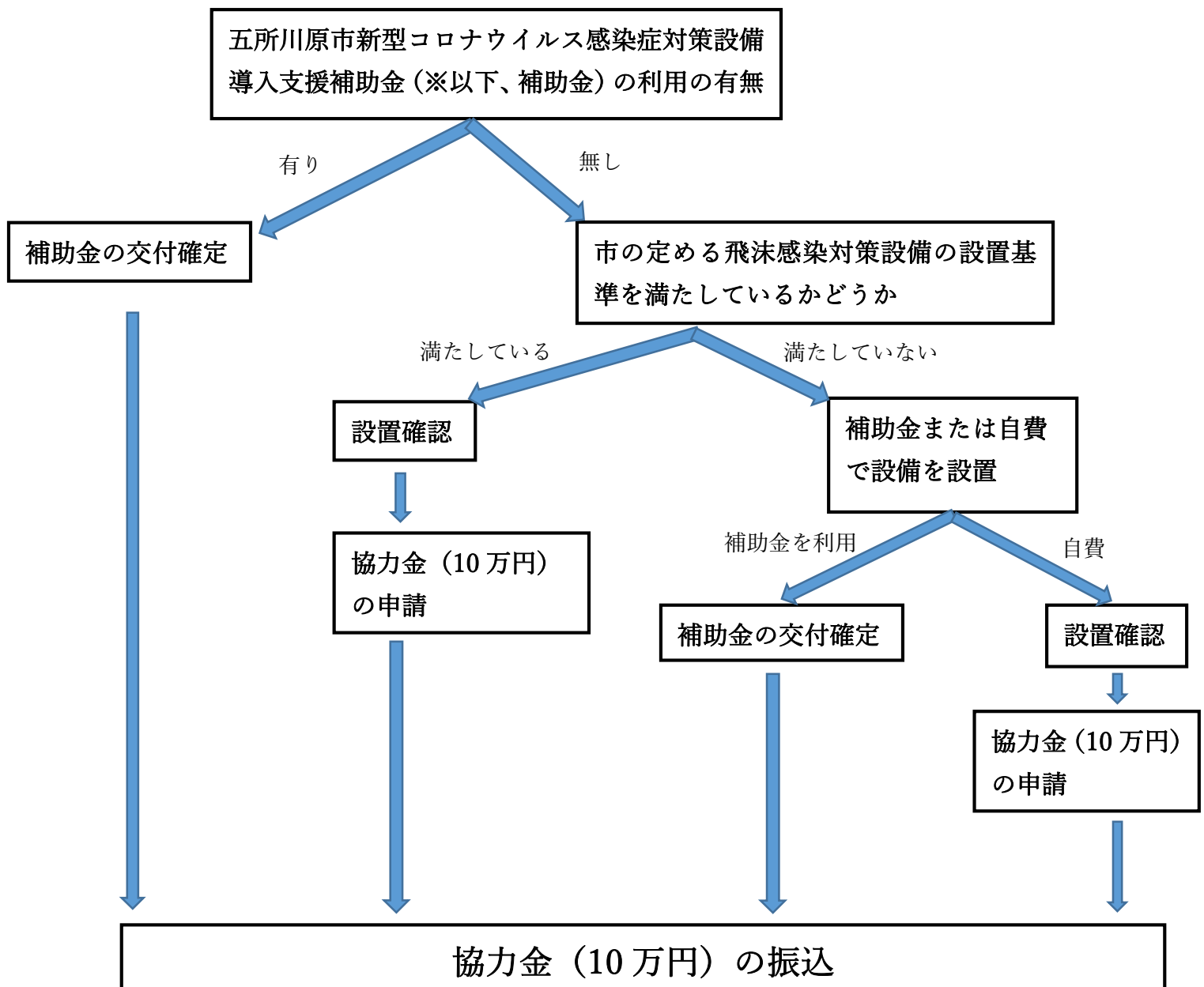
◎五所川原市役所経済部商工労政課

〒037-8686 五所川原市字布屋町41-1

電話：0173-35-2111（内線2553・2554）

E-mail：syoukou@city.goshogawara.lg.jp

## 申請方法の流れ



## 申請時における注意事項

- 申請に係る様式は市のホームページに掲載しているほか、五所川原市役所商工労政課（2階）、金木総合支所及び市浦総合支所にも準備していますので、ご活用ください。（※平日のみ）
- 協力金の交付予定日については、申請者への交付決定通知書兼確定通知書に記載されていますので、そちらをご確認ください。